

1. 就学援助制度とは

経済的な理由によってお子さんを小中学校へ通学させるのにお困りの保護者の方に対し、学校でかかる費用（給食費や学用品費など）の一部を援助する制度です。

2. 援助の対象となる方

一宮市に住所があり、一宮市立の小中学校及び一宮市立以外の国立及び私立、県立を含む区域外の小中学校に通学する児童生徒の保護者の方で、申請理由のいずれかにあてはまる方が対象になります。おもな申請理由は次のとおりです。

- ① 生活保護を受けている ② 世帯全員の市民税が非課税または減免された
- ③ 国民健康保険税が軽減等された（年齢による減免等は除く）
- ④ 国民年金保険料が免除等された ⑤ 児童扶養手当を受けている
- ⑥ 上記①～⑤に該当しないが、世帯全員の所得額が市の定める基準額以下である

※単身赴任等で別に居住している児童生徒の保護者についても同一世帯とみなします。

※上記④⑤に該当する場合は、証明書類が必要です。

※ひとり親家庭の方は、証明書類（母子父子家庭等医療費受給者証等）もあわせて必要です。

※上記②、⑥については、収入の有無にかかわらず、前年分の所得の申告を済ませてください。

※上記⑥の基準額は、家族構成や年齢によって基準額が異なります。

基準額（所得金額）のめやすは下表のとおりです。

世帯人数	家族構成例	総所得
3人	父（30代）、母（30代）、子（小学生）	235万円程度
4人	父（30代）、母（30代）、子（小学生）、子（幼児）	265万円程度

3. 申請方法

- 教育委員会 学校教育課または小中学校にある、「就学援助費受給申請書兼世帯票」に必要な事項を記入し、証明書類等を添えて、学校教育課または小中学校に提出してください。
- 書類不備（記載もれ、市民税未申告など）があると、審査ができず、否認定になります。
- 提出期限は、毎月月末です。提出された申請書兼世帯票により審査をし、認否の判定後結果を郵送します。援助の対象となった場合は、申請月の翌月1日より認定し援助を開始します。

4. 援助の種類

○学校給食費 ○学用品費等 ○校外活動費 ○修学旅行費 ○新入学学用品費
○生徒会費 ○PTA会費 ○クラブ活動費 ○医療費

※生活保護を受けている方は、修学旅行費、医療費と新入学学用品費のみが支給となります。

※学校給食費、医療費を除く就学援助費は、保護者の方の口座に教育委員会から振り込みます。

※学校給食費は、学校口座へ直接振り込み。認定月の翌月から保護者の方の負担はありません。

※就学援助費の支給額等、詳しくは審査結果通知でお知らせします。

※新入学学用品費は、新小中学1年生の方が対象です。進学前の2月中に申請し認定になりますと、3月下旬に支給します。また、3月・4月に申請し認定された方は5月下旬に支給します。なお、5月以降に申請し認定された方は支給がありません。（市外へ転出予定の方・一宮市立の小中学校に入学しない方は申請をしないでください。）

5. 注意事項

- 就学援助は、学校の集金を免除するものではありません。月々の学校納入金は必ず支払ってください。集金内容の確認などは、お子さんが通学する学校に問い合わせてください。
- 就学援助は毎年度申請が必要です。
- 新たに一宮市に転入された方は所得状況のわかる証明書など必要な場合があります。

【特別支援教育就学奨励費について】

特別支援学級に就学又は学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の方に対し、学校でかかる費用（給食費や学用品費など）の一部を援助します。詳しくは学校教育課ホームページをご覧ください。下記へご相談ください。